「政党助成法の監査における業務制限の考え方を政治資金監査に当てはめた場合、業務制限の対象となり得るもの」のうち、報道において過去に取り上げられていないため、これまでは議論の対象としていなかったもの

- (1) a (過去一年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者等 であった者に依頼) と類似のもの
 - ア 登録政治資金監査人又はその配偶者が、政治資金監査をしようとする 財務書類に係る会計期間の開始の日からその終了後三月を経過する日 までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、職務代行 者又は役員であった場合
- (2) b (同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行った者に依頼) と類似のもの

特になし。

- (3) c (国会議員に依頼(他の国会議員の関係団体の政治資金監査を行 うことを制限)) と類似のもの
 - イ 登録政治資金監査人が国会議員の配偶者である場合

- (4) d(国会議員の確定申告を担当している登録政治資金監査人に依頼) と類似のもの
 - ウ 登録政治資金監査人又はその配偶者が、国会議員関係政治団体の<u>役員</u> 等又は<u>過去一年以内</u>若しくは監査関係期間内にこれらの者であった者 からエ又はオに規定する利益の供与又は報酬を受けている場合
- (5) a、b、c、dのいずれにも類似しないもの
 - 国会議員関係政治団体との利害関係に係るもの
 - エ 登録政治資金監査人又はその配偶者が、国会議員関係政治団体から無償又は通常の取引価格より低い対価による<u>事務所又は資金の提供その</u>他の特別の経済上の利益の供与を受けている場合
 - オ 登録政治資金監査人又はその配偶者が、国会議員関係政治団体から<u>税</u> 理士業務又は、その他監査証明業務及び非監査証明業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合(確定申告はこの一部)
 - カ 登録政治資金監査人、その配偶者又は当該登録政治資金監査人若しく はその配偶者が実質的に支配している子会社等又は関連会社等が、国会 議員関係政治団体から非監査証明業務の一部(会計帳簿の記帳の代行そ の他の財務書類の調製に関する業務等)により継続的な報酬を受けてい る場合
 - キ <u>登録政治資金監査人又はその配偶者が</u>、国会議員関係政治団体の<u>債権</u> <u>者又は債務者</u>である場合

- 国会議員関係政治団体内部での身分関係に係るもの
- ク <u>登録政治資金監査人が過去一年以内</u>に国会議員関係政治団体の<u>役員</u> であった場合

登録政治資金監査人の配偶者が過去一年以内に国会議員関係政治団体 の代表者、会計責任者、職務代行者又は役員であった場合

- ケ 登録政治資金監査人が国会議員関係政治団体の<u>使用人</u>であり、又は<u>過</u> 去一年以内に使用人であった場合
- コ 登録政治資金監査人の配偶者が、当該登録政治資金監査人に係る<u>国会</u> 議員関係政治団体の使用人である場合又は過去一年以内にその使用人 であった場合